山口県公共交通事業継続総合支援補助金（バス関係）事業実施要領

一般社団法人　山口県レンタカー協会

（趣旨）

第１条　この実施要領は、山口県公共交通事業継続総合支援補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）及び山口県公共交通事業継続総合支援補助金（バス・タクシー関係）実施要領（以下「実施要領」という。）の規定に基づき、バスにおける山口県公共交通事業継続総合支援補助金事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（実施主体及び補助対象者）

第２条　補助金事業の実施主体は、一般社団法人山口県レンタカー協会（以下「協会」という。）とし、補助対象者は、山口県内に営業所を有するバス事業者のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条に規定する自家用自動車有償貸渡業（乗車定員29人以下かつ車両長7ｍ以下のマイクロバス車両にかかるものに限る。）とする。

（補助金事業の実施期間）

第３条　この補助金事業の実施期間は、令和４年４月１日から令和５年３月３１日までとする。

（申請書等の様式）

第４条　この要領に定める申請書類の様式は、次の各号に定める書式による。

（１）補助額決定依頼書（補助対象者→協会）　　　　　　様式１

（２）補助額決定通知書（協会→補助対象者）　　　　　　様式２

（３）事業完了届及び補助金請求書（補助対象者→協会）　様式３

（４）補助額変更・取下届（補助対象者→協会）　　　　　様式４

（５）補助額変更・取下承認通知書（協会→補助対象者）　様式５

（補助対象事業及び補助対象経費）

第５条　交付要綱第５条に定める補助対象事業及び実施要領第３条に定める補助対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、山口県内の営業所に所属するバス車両の維持に必要なタイヤ及びオイルの購入に要する経費とする。

（補助金の限度額等）

第６条　第５条の補助対象経費に対する補助率は、１０／１０以内とする。

２　補助対象者ごとの補助金の上限額は、（算式）バス保有車両数（台）×３４千円とする。

３　前項の保有車両数については、令和４年３月３１日現在の車両数とする。

（補助金の交付の申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者は、別記様式１－２「補助額決定依頼書」を次条の受付期間内に協会に提出しなければならない。

（決定依頼書等の申請受付期間）

第８条　補助対象事業の決定依頼書等の受付期間は、令和５年１月３１日までとする。

（補助金事業の決定通知）

第９条　協会は、提出された決定依頼書の内容を審査の上、別記様式２－１又は２－２「補助額決定通知書」により当該申請者に通知するものとする。

（事業の完了届）

第10条　別記様式２－２「補助額決定通知書」を受けた者が当該事業を完了したときは、別記様式３「事業完了届及び補助金請求書」を協会に提出しなければならない。

（補助金の支払い）

第11条　協会は、事業完了届及び補助金請求書の審査後、補助対象者へ補助金を支払うこととする。

（補助対象事業の変更等）

第12条　補助対象事業の内容等を変更又は取下げるときは、別記様式４「補助額変更・取下届」を、すみやかに協会に提出しなければならない。

２　協会は、提出された変更・取下届の内容を審査のうえ、別記様式５「補助額変更・取下承認通知書」により通知するものとする。

（書類の保存及）

第13条　第７条、９条、10条及び12条に基づき作成する書類は、令和１０年３月３１日まで保存しておかなければならない。

（補助金の交付決定の取消し等）

第14条　補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象とせず、又は補助金の交付決定を取り消すものとする。

（１）実質的に同一内容の事業について、当該補助金と他の公的補助金を重複して受けた場合。

（２）交付要綱、実施要領又はこの要領に違反した場合。

（３）補助金の交付の決定に付された条件に違反した場合。

（４）虚偽の申請又は報告を行った場合。

（補則）

第15条　この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項については協会が別にこれを定める。

附則　この要領は、令和４年９月２６日から施行し、同年４月１日に遡及して適用する。